

江別市企業立地等の促進に関する条例に基づく助成制度

補助金概要

新設：市内に対象施設を設置していない企業が当該施設を設置 ※グループ企業等の対象施設が立地している場合は増設
 増設：市内に対象施設を設置している企業が事業規模の拡大を目的に当該施設を拡張、移転、設置
 設備更新：市内に対象施設を設置している企業が生産性の向上を図るために当該施設の機械及び装置を入れ替え、設置
 雇用者：雇用保険・健康保険・厚生年金保険すべての加入者で、6ヶ月以上雇用されているもの
 雇用増：[交付申請日直近の決算日時点の雇用者数]から[認定申請日直近の決算日時点の雇用者数]を差し引いた数
 食関連：食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業
 中小企業：中小企業基本法第2条第1項の規定による（みなし大企業は除く）
 本社機能：本社（本店登記されている住所に設置されている事業所）における総務・人事・経理・企画・研究開発部門などの中枢機能

償却資産について

認定から、試験操業を含む事業開始の1年を経過する月までに取得したものが対象です。

種類	対象施設	交付条件	補助金額	補助限度額	補助期間	添付書類	備考
No.1 立地補助金	①製造加工施設 ②環境エネルギー関連施設	新設 固定資産税評価額[家屋・償却資産] 2000万円（食関連は1500万円）以上	固定資産税相当額 (家屋・償却資産)	5000万円/年 2000万円/年	3年間	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認通知書、検査済証写し 固定資産税完納を示すもの [増設]事業規模拡大を示すもの [増設]雇用規模維持又は拡大を示すもの 	課税免除との重複申請不可
		増設 部分の固定資産税評価額[家屋・償却資産] 2000万円（食関連は1500万円）以上 ・雇用規模維持又は拡大					
No.2 雇用補助金	③試験研究施設 ④物流関連施設 ※賃貸を目的として設置した施設も含む	新設 固定資産税評価額[家屋・償却資産] 2000万円（食関連は1500万円）以上 ・雇用増5人以上	<ul style="list-style-type: none"> 市内居住者 雇用増20万円/人 ※障がい者の場合 20万円加算 分は限度額に含まず 市外居住者 雇用増10万円/人 	1000万円/年 (障がい者加算分は限度額に含まず)	5年間	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税完納を示すもの 申請日直近の決算日時点の雇用者名簿（各種保険加入証明付） [雇用者に障がい者がいる場合]各種手帳の写し [増設]事業規模拡大を示すもの 	
		増設 部分の固定資産税評価額[家屋・償却資産] 2000万円（食関連は1500万円）以上 ・雇用増3人以上					
No.3 下水道使用料補助金	⑤植物工場 ⑥情報関連施設	新設 固定資産税評価額[家屋・償却資産] 2000万円（食関連は1500万円）以上 ・1月あたりの使用水量が500m³以上	各月500m³を超える部分の年間下水道使用料（消費税除く）の1/2 ※千円未満切捨て	1000万円/年	5年間	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税完納を示すもの 月別使用水量、支払料金を示すもの [増設]事業規模拡大を示すもの [増設]雇用規模維持又は拡大を示すもの 	
		増設 部分の固定資産税評価額[家屋・償却資産] 2000万円（食関連は1500万円）以上 ・雇用規模維持又は拡大 ・1月あたりの使用水量が500m³以上 (増設に伴う增加分に限る)					
No.4 設備更新補助金	⑦コールセンター ⑧市長が特に必要と認めたもの	・中小企業であること ・市内で10年以上事業継続していること ・市内対象施設の雇用規模維持又は拡大 ・固定資産税評価額（設備更新する償却資産のうち機械及び装置）2000万円以上	固定資産税相当額 (償却資産のうち機械及び装置)	1000万円/年	3年間	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税完納を示すもの 生産性向上を示すもの 	<ul style="list-style-type: none"> No.1～3との重複申請不可 認定の翌年から10年間申請不可
No.5 本社機能移転補助金	本社機能を有する事業所	・市外から江別市内に本社機能の全部又は一部を移転すること ・移転による雇用増 20人以上 ・事業所の面積が300m²以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税相当額 (家屋・償却資産) 建物又は建物の部分を賃借する場合の賃料（消費税除く）の1/2 ※千円未満切捨て 市内居住者雇用増 20万円/人 ※障がい者の場合20万円加算 ・市外居住者雇用増 10万円/人 	<ul style="list-style-type: none"> [固定資産税相当額] 5000万円/年 [賃料補助] 1000万円/年 [雇用増] 3年間 [雇用増] 5年間 		<ul style="list-style-type: none"> 建築確認通知書、検査済証写し 固定資産税完納を示すもの ※賃借の場合は賃借契約書の写し及び賃料の支払状況を確認できる書類 申請日直近の決算日時点の雇用者名簿（各種保険加入証明付） [雇用者に障がい者がいる場合]各種手帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税相当額分の補助については、課税免除との重複不可 賃料補助は道内他市町村からの移転の場合のみ

江別市企業立地等の促進に関する条例に基づく助成制度

手 続 き

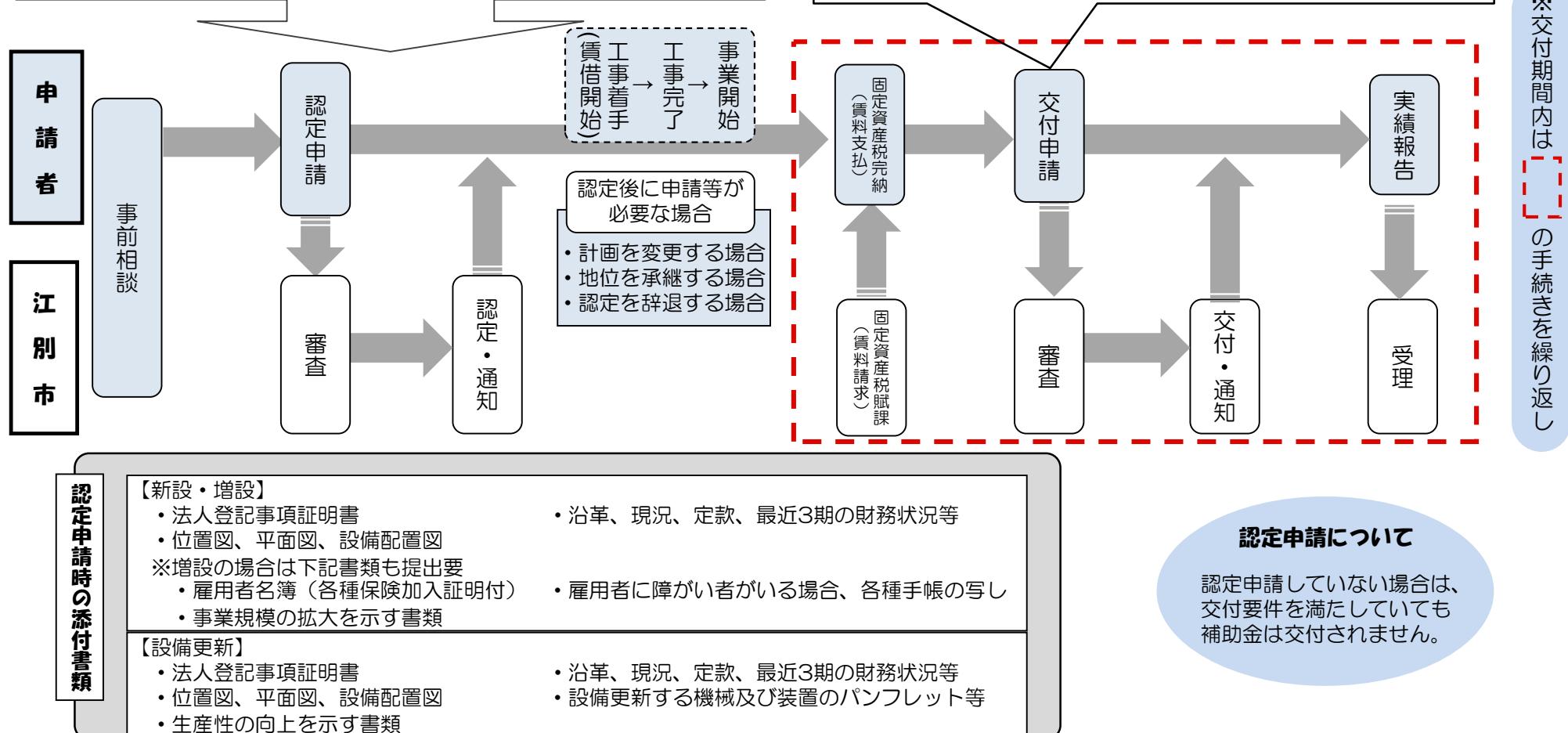
【新設・増設】工事着手等の90日前から30日前まで

※建物又は建物の部分を賃借して設置する本社機能移転の場合、
賃借を開始する日の90日前から30日前

【設備更新】購入契約等の90日前から30日前まで

新設・増設・設備更新に係る課税年度の2月末まで

※建物又は建物の部分を賃借して設置する本社機能移転施設の
場合、対象施設で事業を開始した日の翌年の年度の2月中



問い合わせ先

江別市経済部企業立地推進室企業立地課

電話 011-381-1087

E-mail kigyouricchi@city.ebetsu.lg.jp